

事 業 主 様

東 京 実 業 健 康 保 険 組 合

「組合からのお知らせ」の送付について

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、今月分の「組合からのお知らせ」を下記のとおり取りまとめ、ご案内いたします。
ご多忙とは存じますが、皆さまにご周知いただきますようお願い申し上げます。
内容等についてご不明な点がございましたら、各担当課までお問合せください。

記

- (1) 介護保険制度について P1
- (2) 令和8年度 保健事業について P2～3
- (3) 令和8年度 《春季》生活習慣病予防健診の実施について P4～8
- (4) 健康診断補助金支給制度について P9
- (5) 令和7年度 契約健診（医療）機関の新規契約および契約解除について P10
- (6) 令和8年度「第66回 事業所対抗軟式野球大会」のお知らせ P11～12
- (7) 令和8年度「いちご狩り」のお知らせ P13～14
- (8) 機関誌等のメール配信のご案内 P15～16

◆当組合ホームページ【事務担当者の方へ】に「組合からのお知らせ」の最新号および、
バックナンバーを掲載しておりますのであわせてご覧ください。

ホームページ <https://www.tojitsu-kenpo.or.jp/>



◆各申込書等をFAXしていただく際には、必ず番号をお確かめのうえ、押し間違いの
ないようにお願い申し上げます。

(1) 介護保険制度について

介護保険は市区町村が運営し、40歳以上に加入が義務づけられている公的な社会保険制度で、対象となる人に介護サービスを行います。健康保険組合は、健康保険に加入している介護保険第2号被保険者にかかる介護保険料の徴収の代行をしています。なお、徴収した保険料は社会保険診療報酬支払基金に納付し、そこから各市区町村へ交付されます。

【介護保険の対象者】

40歳以上の方が被保険者となり、年齢等により以下のように区分されます。健康保険の「被扶養者」に該当する制度はなく、加入者全員が被保険者となります。

65歳以上の人	第1号被保険者
40歳以上65歳未満の医療保険加入者	第2号被保険者

※健康保険組合の被扶養者は、被保険者徴収分に織り込まれているため、直接徴収されることはありません。

【介護保険料の適用除外】

40歳以上65歳未満の被保険者・被扶養者が次に該当する場合、被保険者は所属する事業所を經由して「介護保険適用除外該当・不該当」を健康保険組合に届出の提出をお願いいたします。なお、添付書類は以下のとおりとなります。

1. 海外居住者（日本国内に住所がない方）・・・住民票の除票
2. 在留資格3ヶ月以下の外国人・・・旅券その他の在留資格を証する書類及び雇用契約書の写し
3. 適用除外施設に入所する者・・・入所または入院証明書

適用除外に該当しなくなった場合については、帰国した場合は「住民票の転入日」、施設退所者は「施設の退所日」を記入して下さい。

【問合せ】

組合本部 適用課 03-3663-1361(代) 城西支部 適用係 03-3342-8821(代)
城南支部 適用係 03-5537-2400(代) 城北支部 適用係 03-3980-1501(代)

(2) 令和8年度 保健事業について

【健康管理事業】

《変更点》

- 《春季》女性生活習慣病予防健診の自己負担金および支払方法変更について

※令和8年度春季分より「一律料金」に変更となります。

6,000円(消費税込)

- ・乳房診検査(超音波診断法・マンモグラフィー)および子宮頸部検査(自己採取法・医師採取法)の検査方法の違いに関わらず、自己負担金は一律料金となります。
- ・上部消化管X線検査や子宮頸部検査、乳房診検査の受診を希望しない場合も料金に変更はありません。

※令和8年度春季分より事業所一括支払いから受診者「個人払い」に変更となります。

- ・窓口支払：受診当日、会場窓口で現金にて支払い
- ・振込支払：受診後、健診(医療)機関の指示に従い金融機関に振込み

- インフルエンザ予防接種補助金について

当組合のインフルエンザ予防接種の補助については期間内1回に限り実施していましたが、今年度より、免疫獲得が重要とされる13歳未満のお子様については、厚生労働省等の推奨に基づき、2回接種の費用を補助対象として認めることといたしました。

《継続事業》

- 「生活習慣病重症化予防のための受診勧奨」を実施いたします

健康診断受診者のうち「血圧」「脂質」「血糖」の検査数値で、より重症度の高い方を対象として日本ドック学会で公開している「要精密検査・要治療」の判定基準値をひとつでも超え、かつ、生活習慣病対象疾病の通院歴がない30歳以上の被保険者および被扶養者を対象に、医療機関等に受診していただくための受診勧奨通知を送付いたします。

- 「特定健診未受診の方への受診勧奨」を実施いたします

特定健診の受診率向上を目的に、令和8年度の特定健診を令和8年10月末日時点において受診していない40歳以上の被扶養者を対象に、年度内に特定健診を受診していただくための受診勧奨通知を送付いたします。

○喫煙者に対する「禁煙サポート」事業を実施いたします

様々な健康被害が報告・周知されている中、「禁煙サポート」事業を実施することにより、組合員の健康保持増進を図り、将来にわたる医療費の節減を目的に「ノンスモ禁煙サポート」を継続して実施いたします。

タバコのない生活を体験し、卒煙にチャレンジできます。

無料でご利用いただけますので、ぜひお申込みください。

○健康情報ポータルサイト「PePUp」

組合員を対象に健康情報ポータルサイト「PePUp」を実施しております。スマートフォンやパソコンに登録することで、自身の健康診断結果の閲覧や健康診断の結果を使い、自身のカラダが何歳相当なのかを判定した「健康年齢」が確認できます。

また、日々の体重管理や健康に関する情報がアプリ上で閲覧でき、ジェネリック医薬品の確認やお薬手帳などの便利な機能もついています。

ぜひご利用ください。

【体育奨励事業】

《継続事業》

○スマートフォンを活用したウォーキング大会を実施いたします

組合員の皆さまが気軽に参加できる、スマートフォンアプリを活用したウォーキング大会を実施いたします。

【問合せ】

〒103-8465

東京都中央区東日本橋 3-10-4

東京実業健康保険組合 健康管理課

TEL 03-3663-1361(代) FAX 03-3663-1510

<https://www.tojitsu-kenpo.or.jp/>

(3) 令和8年度《春季》生活習慣病予防健診の実施について

令和8年度《春季》生活習慣病予防健診を以下のとおり実施します。

実施方法等をご確認のうえお申込みください。なお、事業所巡回健診（多摩健康管理センター）については、受診希望者を取りまとめていただき、申込締切日までにお申込みください。

- 40歳以上の被保険者・被扶養者の方々を対象に「特定健診」の実施が義務化されています。
- 当組合のB・D1・D2区分の健診は、特定健診の検査項目を含んだ内容になっています。
- 当組合が実施する健康診断は、受診日に当組合の保険資格がある方で、年度内（4月から翌年3月末日まで）1回受診できます。

1. 実施方法

(1) 事業所巡回健診（多摩健康管理センター） A1区分・B区分

被保険者 [申込書1および申込書1-Aまたは1-B]

被保険者のみの実施で、申込締切日は令和8年3月10日（火）です。

(2) 施設健診 A1・B・D1・D2区分

被保険者および被扶養者

申込締切日がなく、全国の契約健診(医療)機関にて年間を通じて受診できます。

2. 健診種類

(1) 被保険者の健診種類

① A1区分 (39歳以下)

⇒8ページの検査項目(1)～(7)

② B区分 (全被保険者)

⇒①A1区分の検査項目 + 血液検査・心電図検査

③ D1区分 (40歳以上)

⇒8ページの検査項目(1)～(12)

※(11) 上部消化管X線検査を上部消化管内視鏡検査（胃カメラ）に変更可能な施設もあります。

(2) 被扶養者の健診種類

④ B区分 (30歳以上)

⇒ 被保険者の②B区分と同じ

⑤ D2区分 (40歳以上)

⇒ 被保険者の③D1区分と同じ

※ () 内の対象年齢は実施年度(4月から翌年3月末日まで)に誕生日を迎え、年齢に達する方。

※ 健診区分、検査項目、健診料金(自己負担金)、契約オプション検査については8ページをご覧ください。

3. 受診方法

【1】事業所巡回健診 [申込書1および申込書1-A・1-B]

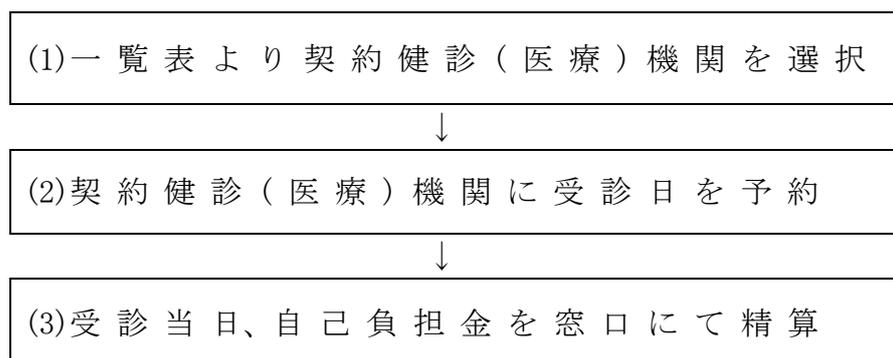
健診区分	【A1区分】【B区分】 *血液検査を希望の方は【B区分】を選択されることをお勧めします。 *【A1区分】に「血液検査」、【B区分】に「上部消化管X線検査・便潜血反応検査」「前立腺検査」を契約オプションで追加される場合は申込書に明記してください。
実施方法	担当健診(医療)機関の健診車が、事業所を巡回して健診を実施いたします。 実施にあたり、健診車の道路使用許可申請、駐車スペースの確保(幅2.5m、長さ10.6m、高さ3.5m)、健診車の電源(100V、15~20A)を用意していただきます。 また、B区分の契約オプション検査(上部消化管X線・便潜血反応)は受診者が30名以上を条件とします。 <u>事業所巡回健診実施の詳細につきましては、直接担当健診(医療)機関にお問合せください。</u>
巡回地区	東京都：多摩地区 神奈川県：大和市 埼玉県：さいたま市・川口市・戸田市・所沢市
日程	4月上旬から6月下旬 (土・日・祝日は行っておりません) ※ 巡回地区等についてはご相談させていただく場合があります。 ※ <u>巡回日の3~4週間前には、担当健診(医療)機関より事業所へご連絡します。</u>
担当健診(医療)機関	多摩健康管理センター 東京都立川市錦町3-7-10 TEL042-529-1811
申込方法	申込書を当組合本部の健康管理課宛にFAXまたは郵送でご提出ください。
申込締切日	<u>令和8年3月10日(火) 必着</u>
支払方法	健診料金(自己負担金)の支払いは、担当健診(医療)機関より事業所宛に後日一括請求されます。なお、 <u>振込手数料は事業所負担となります。</u>

【2】施設健診【A1・B・D1・D2区分】

日 程	年間を通じて実施しておりますので <u>申込締切日はありません。</u>
申込方法	下記の「施設健診申込方法（受診までの流れ）」をご覧ください。
支払方法	健診料金（自己負担金）は、原則として受診当日、契約健診(医療)機関の窓口でお支払いください。

健診区分、検査項目、健診料金（自己負担金）、契約オプション検査については8ページをご覧ください。契約健診(医療)機関は、3月16日送付の「組合からのお知らせ」に同封する2026年度「生活習慣病予防健診『施設健診』契約健診(医療)機関一覧表」または当組合ホームページに掲載の契約健診(医療)機関一覧表からお選びください。

* 施設健診申込方法（受診までの流れ） *



<予約時の注意>

- ①契約健診(医療)機関に電話予約の際は必ず「東京実業健康保険組合の施設健診の予約」と告げて、健診区分（A1・B・D1・D2区分）、契約オプション検査項目、事業所名、氏名、連絡先、健診結果送付先の事業所住所等をお伝えください。
- ②レントゲン撮影方法は直接撮影とデジタル撮影の両方を実施している契約健診(医療)機関がありますので、予約の際に契約健診(医療)機関へご確認ください。
- ③契約オプション検査以外のその他のオプション検査の実施および料金については、直接、契約健診(医療)機関にご確認ください。

4. 健診に関する注意事項

- ・健診結果は、原則、受診後約3～4週間ほどで一般社団法人 東京都総合組合保健施設振興協会より、個人用と事業所用を取りまとめて事業所宛に送付されます。ただし、D1区分(被保険者)と被扶養者の全ての健診区分については、結果送付先(自宅等)に送付されます。
- ・契約外の検査を希望される場合は組合補助の対象外となります。料金については予約の際に、契約健診(医療)機関へご確認ください。
- ・春季・秋季の女性生活習慣病予防健診、総合健診(日帰り人間ドック)の受診を予定されている方は、事業所巡回健診(多摩健康管理センター)および施設健診を受診することができません。なお、申込後に予約内容を変更される場合は直接、契約健診(医療)機関へご連絡ください。
- ・健康診断を受診される皆さまは、「健康管理事業の目的」をご確認のうえご受診ください。また、事業主さまからも、受診される皆さまが「健康管理事業の目的」をご理解いただいたうえで、健康診断を受診されるようご周知をお願いいたします。

5. その他

二次検査は保険診療となっています。任意の医療機関にてご受診ください。

一般社団法人 東京都総合組合保健施設振興協会（東振協）

東振協とは、東京都における総合健康保険組合の保健施設事業の振興と総合健康保険組合制度の普及・啓発のための事業を行うことにより、健康保険制度の円滑な運営に資し、もって都民等の健康の保持増進と生活の安定・向上に寄与することを目的とした団体です。

健康管理事業の目的

健康保険組合では、被保険者等の健康保持・増進にお役立ていただくために健康管理事業を積極的に実施しています。

また、事業主におかれましても労働安全衛生法により従業員に対する健診の実施、健診結果の記録、健診結果に基づく健康管理対策の実施が義務付けられています。

そこで、事業主と連携してより効果的な健康管理事業を行うために、健診結果の全て（一部の健診を除く）を事業主と共同利用し、その後の保健指導を協力して効率的に実施し、健康管理に活用いたします。

【問合せ・申込み】

〒103-8465

東京都中央区東日本橋 3-10-4

東京実業健康保険組合 健康管理課

TEL 03-3663-1361(代) FAX 03-3663-1510

<https://www.tojitsu-kenpo.or.jp/>

(4) 健康診断補助金支給制度について

契約健診(医療)機関以外で健康診断を実施した場合に健診料金の一部を補助する制度です。補助金額は年齢、実施検査により支給額が異なりますので下記をご参照ください。

1. 対象者 被保険者 ※ 受診当日に当組合の保険資格がある方
2. 対象検査項目(疾病予防と健康保持・増進を目的とした検査項目)
 - 【30歳未満の場合】 胸部X線・尿検査・血圧測定等の簡易検査項目
 - 【30歳以上の場合】 上記の簡易検査項目+血液検査
 - ・以下の健診および検査項目は該当しません。
 - 入社時健診、特殊健診、婦人科項目、各単科検診
3. 補助金額(健診総額には診断書等の文書代は含まれません)
 - 【30歳未満の場合】 健診総額の7割を支給、但し上限2,000円。
 - 【30歳以上の場合】 健診総額の7割を支給、但し上限4,500円。
 - ・30歳以上で血液検査を実施していない場合は、2,000円を限度とします。
 - ・補助金支給額は、当組合の契約健診(医療)機関で実施している生活習慣病予防健診《A1・B区分》の組合負担額を参考に決定しています。

《健康診断補助金支給金額計算方法》

健診総額(消費税含) × 0.7(組合負担分) = 組合支給額(各限度支給額)

※ 支給金額が限度額未満の場合は7割相当額を支給します。

《例》【30歳未満の場合】

7,000円(健診総額) × 0.7(7割) = 4,900円 → 補助金支給額 2,000円

【30歳以上の場合】

・血液検査あり 7,000円(健診総額) × 0.7(7割) = 4,900円 → 補助金支給額 4,500円

・血液検査なし 7,000円(健診総額) × 0.7(7割) = 4,900円 → 補助金支給額 2,000円

4. 申請方法

補助金申請書と健診(医療)機関発行の領収書コピーと健診結果コピーを添付してご郵送ください。

また、受診年度の年齢が40歳から74歳(令和8年度は昭和61年4月1日から昭和28年3月31日生まれ)の方は、特定健康診査【質問票】も添付してご郵送ください。

なお、補助金申請書と特定健康診査【質問票】は、当組合ホームページからダウンロードできます。

※お願い

年度末は補助金申請の受付が大変集中いたします。早めの受診および補助金申請にご協力をお願いいたします。

【問合せ・申込み】

〒103-8465

東京都中央区東日本橋3-10-4

東京実業健康保険組合 健康管理課

TEL 03-3663-1361(代) FAX 03-3663-1510

<https://www.tojitsu-kenpo.or.jp/>

(5) 令和7年度 契約健診(医療)機関の新規契約および契約解除について

1. 生活習慣病予防健診「施設健診」(A1・B・D1・D2区分)の契約健診(医療)機関に新規契約および契約解除がありましたのでご案内いたします。

●新規契約

都道府 県名	コード 番号	契約健診(医療)機関名称	所在地	電話番号	D区分	上部消 化管 内視鏡	子宮	乳房	
								超音波	マンモ
神奈川	14107	公益財団法人 横浜勤労者福祉協会 汐田総合病院	横浜市鶴見区矢向1-6-20	045 574-1369	×	○	○	○	○

●契約解除

都道府 県名	コード 番号	契約健診(医療)機関名称	所在地	電話番号	契約解除日
大阪	27086	公益社団法人 日本海員掖済会 大阪掖済会病院	大阪市西区本田2-1-10	06 6581-2881	令和8年4月1日
京都	26007	☆医療法人社団 京健会 松井クリニック	京都市南区唐橋羅城門町 37-5-2 京都メディックスビル 東館3階	075 693-3973	令和8年1月1日

☆巡回健診のみ対応の契約健診(医療)機関

2. 「脳検査」契約健診(医療)機関に契約解除がありましたのでご案内いたします。

●契約解除

都道府 県名	契約健診(医療)機関名称	所在地	電話番号	契約解除日
東京	社会医療法人社団 大成会 長汐病院	豊島区池袋1-5-8	03-5924-6150	令和8年2月1日

【問合せ】

〒103-8465
東京都中央区東日本橋3-10-4
東京実業健康保険組合 健康管理課
TEL 03-3663-1361(代) FAX 03-3663-1510
<https://www.tojitsu-kenpo.or.jp/>

(6) 令和8年度「第66回 事業所対抗軟式野球大会」のお知らせ

1. 開催日時

4月12日・19日・26日（計3日間）

8時30分～16時10分

※開催日はすべて日曜日

※予備日は5月10日・31日

2. 開催場所

大宮けんぽグラウンド（埼玉県さいたま市西区二ツ宮113-1）

《交通案内》

◎電車をご利用の方

JR大宮駅（西口）より西武バス

・ららぽーと富士見行き または 馬宮団地行き→運動場前下車

・二ツ宮行き→二ツ宮（終点）下車

◎車をご利用の方

国道17号「新大宮バイパス」の「三橋（3）交差点」を所沢方面に曲がる

※グラウンドへの地図等は大宮けんぽグラウンドのホームページにてご確認ください。

<https://www.tokyokenpo.jp>

3. 参加資格

当組合の被保険者

4. 参加費

1チーム 5,000円（税込）

※入金後の返金はできませんのであらかじめご了承ください。

5. 試合方法

トーナメント方式

6. 募集チーム数

32チーム（1部制）※先着順

7. 表彰

優勝・準優勝・第3位

8. チーム編成

1事業所1チームが原則です。
当組合加入事業所による連合チームもご参加いただけます。

9. 選手登録

1チーム30名までの登録で、試合に出場できる人数は1チーム20名以内とします。(女性は1チーム3名まで登録可)

10. 組合せ

大会本部にて抽選により決定いたします。

11. 大会規程

大会実施要項に規定する他は全日本軟式野球連盟2026年公認野球規則により実施いたします。

12. 試合球

全日本軟式野球連盟公認球の「健康ボールM号」を使用いたします。

13. 審判員

東京健保審判協会（公認審判員）に委嘱いたします。

14. 申込方法

2月19日（木）～3月18日（水）（必着）までに専用申込書に必要事項をご記入のうえ、FAXまたは郵送にてお申込みください。
申込書はホームページよりダウンロードできます。

15. 参加決定

先着順にて参加決定いたします。

参加決定チームには実施要項・選手登録届・参加費振込用紙をお送りいたします。

※前年度入賞チームについては、優先的に参加決定いたします。

※当組合機関誌「健保だより」・「いきいき」にご参加の方の写真を掲載させていただく場合があります。

【問合せ・申込み】

〒103-8465

東京都中央区東日本橋 3-10-4

東京実業健康保険組合 施設課

TEL 03-3663-1361(代) FAX 03-3663-1510

<https://www.tojitsu-kenpo.or.jp/>

(7)令和8年度「いちご狩り」のお知らせ

1. 開催日

令和8年4月11日(土) (雨天決行)

荒天の場合中止することがあります。

※開催の有無は、当日8時00分に当組合ホームページNEWS&TOPICSの「イベント」に掲載いたします。

2. 開催場所

津久井浜観光農園 (神奈川県横須賀市津久井5-15-20)

3. 受付

場 所：津久井浜観光農園内「せせらぎ広場」付近

時 間：① 9時00分～10時00分

② 10時30分～11時30分

※2部制とし、希望・指定はできません。

4. 募集人数

500名 (3歳以上)

5. 参加資格

組合員 (当組合の被保険者および被扶養者)

※入園券の配布は3歳以上の組合員が対象です。

6. 参加費

無 料

7. 申込方法

●WEB申込みの方

2月19日(木)から3月18日(水)23:59までに、当組合ホームページNEWS&TOPICSの「イベント」に掲載する申込専用フォームより個人・家族・グループ単位でお申込みください。

※迷惑メール対策やドメイン指定受信などを設定している方は、受付確認メールが届かない場合がありますので「@dynax.jp」の受信許可設定をお願いいたします。

◎以前申込みをされた方も改めて新規申込を行ってから本申込をしていただく必要があります。

●FAXまたは郵送で申込みの方

2月19日(木)から3月18日(水)(必着)までに専用の申込書に必要事項をご記入のうえ、FAXまたは郵送にてお申込みください。

申込書は、当組合ホームページよりダウンロードできます。

8. 参加決定

応募多数の場合は抽選といたします。

●WEB申込みの方

当選された方にのみ3月26日(木)に申込時に登録したメールアドレスに通知を送信いたします。

●FAXまたは郵送で申込みの方

当選された方にのみ3月26日(木)に送付先住所へ通知をお送りいたします。

9. その他

- ・組合員1人につき(3歳以上)いちご狩り入園券を**1枚**お渡しいたします。(3歳未満のお子様は対象外となりますが一緒にいちご狩りはできます。)30分間のいちご狩りをお楽しみください。
- ・組合員以外の方も一緒に入園できますが、入園料は各自でご負担ください。
- ・駐車場はございませんので、電車でのご参加をお願いいたします。
- ・開催場所までの交通費は自己負担となります。

※当組合機関誌「健保だより」・「いきいき」にご参加の方の写真を掲載させていただく場合があります。

【問合せ・申込み】

〒103-8465

東京都中央区東日本橋 3-10-4

東京実業健康保険組合 施設課

TEL 03-3663-1361(代) FAX 03-3663-1510

<https://www.tojitsu-kenpo.or.jp/>

(8) 機関誌等のメール配信のご案内

当組合では、組合員の皆さまへのご案内の迅速化を目指すとともに、事業所様の利便性や業務の効率化、並びにコスト削減を目的として、組合機関誌「健保だより」および事業所様宛通知文「組合からのお知らせ」（当該送付物）について、メール配信を実施、推奨しております。

メール配信を実施している事業所様からは「従業員へ社内ツールを用いての連絡が可能となった」や「テレワークでも対応可能」など、利便性や効率化に繋がっているご意見をいただいております。

つきましては、次頁＜メール配信の概要＞の内容等をご確認、並びにご検討いただき、ご希望の場合は、当組合ホームページ【機関誌等メール配信の実施について】より「メール配信依頼書」をダウンロードのうえ必要事項をご記入いただき、組合本部企画広報課までメール、FAXまたは郵送してください。

なお、内容等についてご不明な点がございましたら、企画広報課までご連絡ください。また、行き違いで依頼書をいただいておりますら何卒ご容赦くださいますようお願いいたします。

The image shows a screenshot of the combination's website. On the left is a navigation menu with '機関誌等メール配信の実施について' (About the implementation of email distribution of newsletters, etc.) highlighted. In the center, there is a banner for '健保だより 2月号表紙写真' (Health Insurance Newsletter February cover photo) with a 'NEWS & TOPICS' section below it. A red arrow points to a button that says 'ここをクリックしてダウンロード' (Click here to download) and '機関誌等メール配信の実施について' (About the implementation of email distribution of newsletters, etc.). To the right is a sample of the 'メール配信依頼書' (Email Distribution Request Form), which includes fields for name, address, phone number, and email, and a section for '希望する項目' (Items you wish to receive).

■ メール配信のメリット ■

 機関誌・通知文到着の早期化
(発送日当日に配信するため、各種お知らせをいち早くご確認いただけます。)

 配信先代表者様が在宅勤務などの
テレワークでも確認可能

 回覧・配布時間の削減、
データベースによる社内共有が可能

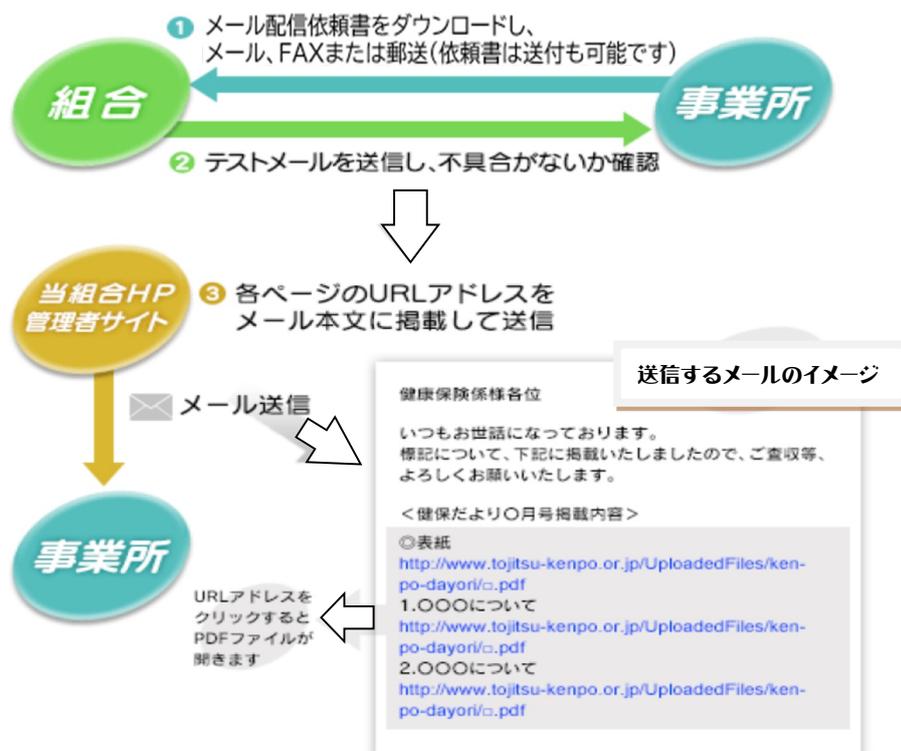
 各お知らせやイベントの目的別
検索も容易

<メール配信の概要>

■ 注意事項 ■

- ☒ メール配信依頼書の提出後、ご記入いただいたメールアドレスにテストメールを送信いたします。(3日以上経ってもテストメールが届かない場合は、お電話にてご連絡ください。)
- ☒ メール配信実施後は、原則、冊子での健保だより等の送付はいたしません。
- ☒ 「組合からのお知らせ」のメール配信を希望する事業所様につきましては、メールで配信することができない冊子類を別に送付する場合があります。
- ☒ 提出の時期によっては、メール配信までの準備が完了するまで従来どおりの送付となります。
- ☒ ご担当者様が複数名いる場合も、人数に応じてご登録いただけます。
- ☒ 事業所様におけるメールセキュリティにより、ご利用いただけない場合もありますのでその際はご了承ください。

■ 配信までの流れ



【問合せ・申込み】

〒103-8465 東京都中央区東日本橋 3-10-4
東京実業健康保険組合 企画広報課
TEL 03-3663-1351(代) FAX 03-3663-1590